

利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人信託資本財団（以下「当法人」という。）の倫理規程第5条に定める「当法人との利益相反が生じる可能性がある場合」における事実の開示その他の手続について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

(兼職等の申告)

第3条 役員は、その就任後、当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事する（以下「兼職等」という。）場合には、事前に事務局宛に書面又は電磁的方法によりで申告する。

2 役員は、以下各号に定める行為を原則として行ってはならず、やむを得ない理由により行おうとする場合には、事前に事務局宛に書面により申告する。

(1) 当法人が行う融資や助成に関し融資先や助成先から金品の授与、不動産の贈与、供応接待を受けること

(2) 当法人が行う融資及び助成に関し融資先や助成先から金銭の貸し付けを受けること

(3) 当法人が行う融資及び助成に関し融資先や助成先から未公開株式を譲り受けること

(4) 当法人の助成事業について、理事、監事、評議員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えること

(5) 上記に掲げるほか、当法人の融資先や助成先から社会通念に照らし不相当な、又は実質的な対価関係なくして利益や役務の供与を受けること

(定期申告)

第4条 役員は、毎年3月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(利益相反取引の申告)

第5条 役員は、定款第41条（取引の制限）第1項各号に定める取引を行う場合、同項の理事会の承認を受けるに先立って、事前に事務局宛に書面又は電磁的方法によりで申告する。

(申告に対する対応)

第6条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局は、理事長（又は、理事長に利益相反事

由がある場合においては監事)と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて、当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

この規程は、令和元年9月30日から改訂施行する。